

佐賀県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年四月二十六日から平成二十三年五月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 嬉野川棚線	嬉野市嬉野町大字不動山字障子岩甲 四五〇番一地从先から 嬉野市嬉野町大字不動山字平野甲五 三一番一地从先まで	平成二三・四・二六